

令和2年第4回広尾町議会定例会 第1号

令和2年12月8日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 教育行政報告
- 8 議案第83号 広尾町まちづくり推進総合計画の策定について
- 9 発委第4号 広尾町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第104号 広尾町議会議員及び広尾町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 11 議案第105号 広尾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
- 12 議案第106号 広尾町観光案内所設置条例の制定について
- 13 議案第107号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第108号 広尾町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第109号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第110号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第111号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第112号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第113号 広尾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第114号 広尾町営牧場運営管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第115号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて
- 22 議案第116号 工事請負契約の締結の議決事項の変更について
- 23 議案第117号 十勝圏複合事務組合理約の変更について

24 議案第118号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	齊 藤 美 津 雄
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
企 画 課 長	雄 谷 幸 裕
企 画 課 長 補 佐	及 川 隆 之
住 民 課 長	西 脇 秀 司
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎 義 和
兼 住 民 課 長 補 佐	佐 藤 清 美
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	佐 藤 清 美
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力
兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	佐 藤 清 美

認定こども園ひろお保育園長	道	尚	子
認定こども園ひろお保育園副園長	成	田	まゆみ
兼豊似保育所長	成	田	まゆみ
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝義
農林課長	平		浩則
兼町営牧場長	平		浩則
水産商工観光課長	室	谷	直宏
建設水道課長	前	田	憲一
建設水道課主幹	北	藤	盛通
兼下水終末処理センター長	前	田	憲一
港湾課長	森	谷	亨弘
港湾課長補佐	安	岡	伸弘

〈教育委員会〉

教育長	菅	原	康博
管理課長	山	岸	直宏
管理課長補佐	山	畑	裕貴
学校給食センター所長	山	岸	達也
社会教育課長	小	川	浩司
兼図書館長	小	川	浩司
兼海洋博物館長	小	川	浩司

〈選挙管理委員会〉

委員長	辻	田	廣行
併書記長	齊	藤	美津雄

〈監査委員〉

代表監査委員	大	林	忠
併書記長	白	石	晃基

〈公平委員会〉

委員長	木	下	利夫
併書記長	齊	藤	美津雄

〈農業委員会〉

会				長	今	村	弘	美
併	事	務	局	長	平		浩	則
事	務	局	次	長	寺	井		真

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	石	晃	基
事	務	局	次	保	坂	一	也
総	務	係	主	西	村		萌

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和2年第4回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松田健司議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
11月25日と12月3日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
次に、本定例会に町長から議案23件を受任しております。また、議会から議案1件、意見書案2件を受任しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和2年8月から10月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。
一般質問は、7人の議員から通告があり、12月9日と10日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日8日から12月11日までの4日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日8日から11日までの4日間をしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日8日から12月11日までの4日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書19ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、旗手恵子議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（旗手） 総務常任委員会所管事務調査の報告を行います。

1、委員会の開催状況ですが、(1)、開催日は令和2年10月15日木曜日です。

(2)、開催場所は、議事堂の議員控室です。

(3) から (6) までは、省略をさせていただきます。

2、調査の内容です。

(1)、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営状況について、資料に基づき説明を受けました。

①、養護老人ホームの沿革・現状について。

養護老人ホームかもめは、昭和39年6月1日に開設、平成11年度、現在の施設に移転改築され、全室個室対応とし、特別養護老人ホームとの共用で100人の入所者が同時に利用できる食堂兼多目的のホールがあり、施設のイベントに常時使用しています。

平成19年4月に介護保険の特定施設入居者生活介護の指定（定員20名）を受け、介護度の高い方には、介護保険サービスとしてケアを提供しています。

養護老人ホームかもめ入所者状況ですが、令和2年10月1日現在で入所定員は50人、入所実人員は49人です。平均年齢は88.22歳で、昨年より1歳高くなっているということです。平均介護度は3.6で、9人が介護サービスを受けています。入所待機者の状況ですが、46人で、在宅35人、老健5人、グループホーム4人、生活支援ハウスなごみが2人ということです。

令和2年度の養護老人ホーム職員の状況です。令和2年10月1日現在、嘱託医師等を含んで正職員が9人、会計フル9人、会計パート10人、計28人です。全ての支援員が養護老人ホームと特定入居者生活介護事業所の介護職員を兼務しているということです。

施設職員の資格の取得状況ですが、介護支援専門員（ケアマネージャー）3人、介護福祉士6人、介護職員初任者研修10人、看護師1人、准看護師1人、栄養士1人ということで、職員数の推移は平成29年20人、平成30年19人、平成31（令和元）年は23人、令和2年26人ということでした。

②、特別養護老人ホームの沿革・現状についてです。

特別養護老人ホームつつじ苑は、昭和56年8月3日に部屋数13室で開設をしました。定員は50名です。

平成6年4月1日からは、介護保険サービスである短期入所、ショートステイ（定員10名）も併設運営をしています。

現在のつつじ苑は、入所者の介護度の重度化が進んでおり、重篤な症状を持った方でも安心して静かに過ごせるよう、広尾町国保病院と連携をしているということです。

入所者の状態は個々によって違うため、介護職員による各委員会を設置し、入所者へのケアに対する検討を随時行い、入所者にとってここが生活の場であることを重視し、細やかな個別ケアに努めているということです。

特別養護老人ホームつつじ苑の入所の状況です。入所定員50人、実人員45人、平均年齢87.20歳、平均介護度は4.13、入所後に改善をされた方もいらっしゃるそうです。入所の申込者数は48人で、待機場所は老健等、病院、養護老人ホーム及び有料老人ホーム、サ高住などです。入所待機者の数は33人です。

令和2年度特別養護老人ホーム職員の状況ですが、令和2年10月1日現在、正職員16人、会計フル11人、会計パート6人、計33人ということです。全ての職員が、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所の兼務職員です。

施設職員の資格取得状況は、介護支援専門員が6人、介護福祉士18人、介護職員初任者研修4人、看護師3人、准看護師1人、管理栄養士1人で、職員数の推移は平成29年32人、平成30年36人、平成31年（令和元年）30人、令和2年31人とのことです。

③、新型コロナウイルス感染症に伴う施設の対応です。

1)、感染症対策について。職員及び入所者の手洗い、消毒の徹底、また、施設での対応指針の策定、施設内研修の開催、来所者の健康状態の確認を行っています。

2)、家族の面会については、令和2年4月9日、両老人ホーム面会禁止としました。期間は未定です。令和2年6月1日から、条件つきで面会を一部解除しました。令和2年7月1日から、再度面会の禁止をしています。令和2年10月1日から、1か月間限定で条件つきの面会一部解除をしています。今後、施設内のWi-Fi環境整備により、オンライン面会ができるよう準備をしているということでした。

3)、入所者の生活については、入所者の単独での外出は禁止、必要なときは職員が送迎し、対応しているとのことです。行事については、外部からの慰問等は禁止し、規模縮小の下、開催しているとのことです。夏祭りは、施設内で開催し、職員及び入所者のみで開催しています。身体機能低下を予防するため、施設内での機能訓練やレクなどの再開をしています。

4)、環境整備及び介護職員の負担軽減のために、マスクやプラスチックグローブ、消毒液などの衛生用品は、今のところ充足している状況とのことでした。施設内で感染症が発生した場合のガウンやグローブ、フェイスシールドなどは、2、3日分は確保できているが、今後1週間程度対応できる物品を準備予定とのことです。

介護職員数が不足している中、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、さらに介護職員を中心に職員の負担が増加している。介護職員の確保が困難であるため、間接的な介護業務を行う職員の確保を検討しているということです。両施設のケアの質の向上及び介護職員の負担軽減を図るため、施設内にWi-Fi環境を構築し、入所者への対応向上と介護職員の負担軽減を図るということでした。

養護老人ホームかもめです。

無線通信及びタブレットシステム構築委託業務。

無線通信環境の整備。現在、使用しているナースコールは、コール時にPHSに呼び出すタイプであるが、既に生産されていない機種であり、現状は1台で対応していることから、施設内が広く、介護業務中、ほかの職員の居場所が確認困難となっています。そのため、必要時及び緊急時も支援員内で共有でき、すぐに対応できることを目的として、Wi-Fi環境を活用した無線通信（インカム）の導入を行うということでした。

タブレットシステムの導入です。支援員の業務で、直接の介護業務のほか、介護に関する記録や集計などが業務負担となっている。タブレットシステムを導入することにより、音声入力機能も可能な誰でも簡単にあらゆる記録をその場で行うことができるようになることで、メモの転載や転記不要、記録時間の大幅な短縮が図られるということでした。

特別養護老人ホームつつじ苑です。

見守りつきコールシステム構築の委託業務。

Wi-Fi環境を活用したナースコールシステムの導入です。現状のナースコールシステムは、コールが鳴っている居室まで行かなければ対応することができないが、Wi-Fi環境を活用したナースコールシステムの導入により、全介護・看護職員（その日の出勤者）の携帯端末にコールが通知され、無駄なくスムーズに入所者対応が可能になるということです。

ナースコールと連動の見守りセンサーの導入です。ベッドのマットレスの下にセンサーを設置することにより、各入所者の睡眠状態が介護員室の管理用パソコンや介護職員の携帯端末で確認可能となります。リアルタイムで「心拍」「呼吸」「体動」「離床」などの状態も確認でき、個々に合わせた設定を行うことで、異常時はアラートで各端末に通知される。これにより不要な入室がなくなり、定期巡回以外の適切な見守りなどで、業務負担が軽減されているということで、入所者の生活パターンが把握でき、個々に応じたケアサービスが提供可能となり、ケアの質の向上が図られるとの説明がありました。

主な質疑ですが、委員から、臨時・時間雇用など、経験の長い人が多いが、正職員化はできないのかと質疑がありました。それに対しては、正職員化は考えていない。会計年度任用職員になることで待遇は改善されたとのことでした。

また、委員から、職員不足に対する対策に対する質疑があり、養護老人ホームについては、採用見込みができた。不足しないと思う。特養は10人いても多くはないとの説明がありました。

また、委員から、現在でも定員と同数近い待機者がいるが、2025年、団塊の世代が後期高齢者になったときを考えると増床が必要ではとの質疑があり、待機者は増えると思う。どこで生活するかについて国は在宅を推進している。在宅サービスの充実が必要になると思うとの説明がありました。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書24ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、渡辺富久馬議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（渡辺） 産業常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和2年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、委員会の開催状況であります。開催日は令和2年10月27日火曜日であります。

以下、記載のとおりであります。

次に、2、調査の内容であります。①、林業・木材産業の成長産業化に向けた見通しについて。

町内の森林資源等の概況とともに、林業・木材産業の振興に係る基本的な考え方について、資料により説明を受けたものであります。

①、森林の概況についてであります。本町の森林面積は4万7,197ヘクタールで、十勝管内森林面積の約7%に当たる。所管別では、国有林が69%を占め、次いで一般民有林が31%、道有林はないとのことであります。森林蓄積量は587万2,000立方メートルで、十勝管内の約5%に当たるとのことです。人工林の樹種別構成割合では、カラマツが66%を占め、次いでトドマツ25%であります。

②、森林整備についてであります。昭和20年半ばから昭和40年半ばにかけて積極的に進められた人工林の多くが本格的な利用期を迎える中、間伐や再造林等を確実に実施するなど、適正な森林整備が必要となっております。森林資源の循環利用を推進するため、計画的な伐採の促進と伐採後の植林に対する北海道と市町村の連携事業「未来につなぐ森づくり推進事業」によって、本町でもカラマツ人工林の伐採・再造林が進むとともに、造林面積も確実に増加しているとのことであります。

参考としまして、広尾町ふるさと山づくり総合計画の10か年進展状況であります。平成23年から令和2年まで、主伐、延べ646ヘクタール、植林、延べ754ヘクタール、除間伐、延べ1,886ヘクタール。

③、人工林の現状についてですが、針葉樹人工林の利用期は7齢級（35年生）以上であり、本町では一般民有林の約7割、3,830ヘクタールが本格的な利用期を迎えており、今後、カラマツ等の人工林材を最大限に有効活用しながら、着実に森林整備を進めることが必要であるとのことであります。

④、森林環境譲与税について。今後の森林整備を支える森林環境譲与税は、今年度から、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、市町村等への譲与額が前倒しで増額されることになり、町主体あるいは森林組合主体の森林整備事業について、一層の加速が見込まれるとのことであります。

⑤、担い手対策についてですが、道内の林業労働者は依然として高齢者の割合が高く、今後、森林整備が増加する見込みの中、4月に設立した、道立「北森カレッジ」での即戦力や将来中核となるべき人材の育成について、業界から大きな期待を受けているとのことであります。

⑥、林業・木材産業振興の基本的な考え方についてであります。今後、農林課では、「川上から川下までの連携」と「町産材の利用拡大」を進めるため、町林政の主要施策と展開方向を整理することとしています。

基本的な方針としては、豊富な森林資源を町産材製品として流通させることで、川上から川下までの経済循環を活発にし、適正な森林づくりと地域産業の活性化、雇用の創出を目指すこと。そして、町内の川下（マーケット）、川中（製材・加工・流通）、川上（山側）をつなぐ取組を充実強化し、町産材の利用拡大を推進するものであります。

次に、(2)で現地調査を行った結果であります。①、保安林緊急改良事業（道営治山事業）であります。当該事業は、平成28年暴風被害を受けた耕地防風林（町有林）を災害に強い保安林として整備し、地域住民の生活の安定と産業基盤の整備を期するものであります。所在地は、野塚5線65・67。事業内容であります。野塚5線65は、(令和2年度)倒木整理、(令和3年度)植栽、施業面積は4.9ヘクタールであります。野塚5線67、(令和3年度)倒木整理、(令和4年度)植栽、施業面積は4.97ヘクタールとなっております。

次に、②、広尾町森林組合の新事務所の視察をいたしまして、その概要でありますけれども、所在地は野塚7線59番6、構造は木造一部2階建て、建築面積は467.25平方メートル、事業費が8,689万8,000円。特徴として、認証を受けた町内の森林から出材した原木を、認証資格を受けている同組合工場において製材、柱の一部にカラマツ集成材を活用しているとのことであります。なお、業務開始は令和2年7月1日となっているものであります。

以上、産業常任委員会の所管事務調査報告といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和2年第4回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告を申し上げます。

まず、1点目の漁業緊急支援事業給付金の状況についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大防止に影響を受けた漁協組合員に対する支援策の漁業緊急支援事業給付金につきましては、11月30日現在、123件、3,492万3,000円を給付したところであります。

次に、2点目の漁業の生産実績状況についてであります。

お手元の資料の1ページとなります。

令和2年11月末現在の漁業生産は、地元水揚げ14億7,616万円、外地水揚げ2億612万円の合計16億8,228万円で、これに外来船水揚げ21億9,920万円を加え、38億8,148万円となり、前年対比120.6%、6億6,356万円の増となっております。

漁業種類別の内訳では、地元水揚げでは、沖合底引き網漁業が5億8,949万円、前年比2,210万円の減、秋サケ定置網漁業が3億2,899万円、前年比8,637万円の増、シシヤモこぎ網漁業が1億8,790万円、前年比3,000万円の減、ツブ籠漁業が1億3,106万円、前年比7,526万円の減、タコ空釣り漁業が4,289万円、前年比3,658万円の減、スケソウ刺し網漁業が3,288万円、前年比7,831万円の減などのほか、エゾバイツブ漁業などが水揚げ減となっております。

また、広尾漁協所属の船が他町村に水揚げをする外地水揚げでは、サンマ棒受け網漁業が1億648万円、前年比6,026万円の増となっております。

組合員以外の外来船が広尾町へ水揚げをする外来船水揚げでは、イワシ巻き網漁業が21億8,384万円ではほぼ全体を占め、前年比8億1,639万円の増となっております。

なお、残る今漁期のツブ、スケソウ、沖合底引き、タコ、ホッキ、毛ガニなどの水揚げ額を7,000万円程度と予測しておりまして、令和2年の水揚げ額は地元、外地を合わせ約39億5,000万円程度と見込んでいるところであります。

続きまして、3点目の農業生産見込みについてであります。

資料2ページをお願いいたします。

広尾町農協により令和2年の農業粗生産予測高の速報値が提供され、農産、畜産合わせて過去最高の約82億7,000万円との見通しが示されたところであります。

概況であります。

まず、畑作では、3月上旬に76センチの降雪に見舞われ、4月の低温で土壌凍結の抜けが遅い年になったこと、また、7月、9月の日照不足、8月の高温の影響等により全般的に収量、品質とも平年を下回る結果となり、農産物全体の粗生産高は、前年比25.4%減の約2億5,000万円の見通しとなっております。

一方、飼料用作物について、牧草は収穫期を前におおむね天候に恵まれ、また、デントコーンは、今年は台風被害もなく生育は順調に進み、総じて平年を上回る収量を確保できたところであります。

次に、畜産であります。

生乳生産量は、6万2,656トンと対計画比101.8%を見込んでいるところであります。

個体販売は、肉用牛が新型コロナウイルスの影響による販売単価の減少によって昨年を下回る見込みであります。乳用牛では需給が緩和基調となった初妊牛相場を除き、ほぼ昨年と同水準となり、畜産全体では前年比3.8%増の約80億2,000万円となる見通しであります。

続きまして、4点目の町営牧場の一部経営転換についてであります。

長年の懸案として議会でも議論いただいております町営牧場の経営管理上の課題につきましては、毎回申し上げてきたとおりでありまして、平成29年11月にあり方検討連絡会議を立ち上げ、農協と緊密に連携しながら協議を重ねてきましたが、このたび酪農経営と公共牧場間の良好な補充関係の構築を目指すという観点に立って、未来志向の合意を形成するに至り、この合意によりまして、厳しい条件下にあった赤字体質経営から転換を図り、新たな発想の下、農協が主体となって東豊似牧場の利用活性化に取り組んでいただくことになりました。これは事実上の事業譲渡でもあり、今後、民営化ならではの創意工夫されたサービスの展開を期待するところであります。

なお、本定例会には、町営牧場運営管理条例改正案のほか、施設利用関連議案を提出しておりますので、後ほどご審議方よろしくお願いを申し上げます。

次に、5点目の広尾町北方圏交流振興会についてであります。

令和2年9月9日開催の議員協議会におきまして、サンタメール事業の在り方について説明させていただいたところであります。

北方圏交流振興会事業については、大きく2つの事業を行っております。1つはサンタメール事業で、もう一つは観光案内所でもある「サンタの家」の管理運営事業であります。令和3年度からの方針、固まりましたので報告をさせていただきます。

1つ目のサンタメール事業につきましては、広尾らしい魅力あるまちづくりを推進し、サンタランドを活用した観光振興に取り組むためにも意義あるものであり、北方圏交流振興会の事業として継続していくこととし、不採算になった場合には公費をもって補填することといたしました。

2つ目の広尾町からの委託により実施しておりました大丸山森林公園観光案内所「サンタの家」の管理につきましては、指定管理者制度により、観光商品の販売等を含め企業、団体等に事業実施を担っていただくことになりました。本定例会に関連する条例案を提出させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、6点目の新型コロナウイルス感染症消費対策の状況について申し上げます。

資料は、3ページになります。

新型コロナウイルス感染拡大防止に影響を受けた中小企業に対する支援につきまして、令和2年11月18日現在の状況を報告いたします。

1)の中小企業支援対策につきまして、500万円まで運転資金を借り入れ、その全額の利子と保証料を補給する制度につきましては、85件の方が利用され、11億6,704万円を借り入れております。また、既存融資に対する据置きを申し込まれた件数はゼロ件で、利用がありませんでした。

次に、2)のひろお飲食店応援クーポンにつきましては、配布枚数6,608枚のうち5,586枚が利用

され、28件の事業者に279万3,000円が交付され、事業が完了いたしました。

3)の広尾町商工会が発行したひろお飲食店応援プレミアムクーポンにつきましては、1口12枚として416口、4,992枚を販売しております。そのうち4,952枚が利用され、26件の事業者に247万7,000円が交付され、事業が完了したところです。

4)、中小企業緊急支援事業給付金につきましては、8月14日までに107件、2,820万円を給付し、事業が完了したところであります。

5)、同給付金に係る上下水道使用料等の減免状況につきましては、上水道使用料で178件、90万20円、下水道使用料では142件、58万4,496円、簡易水道使用料で4件、2万9,260円、個別排水使用料で4件、1万6,720円の減免を行い、事業が完了いたしました。

6)の広尾町地域振興プレミアム付商品券につきましては、販売枚数20万8,000枚のうち19万1,429枚が利用され、122件の事業者に9,571万4,500円が交付されたところであります。

続きまして、7点目のとかち広域消防事務組合における重要施策等の検討状況についてであります。

お手元の資料は、4ページであります。

十勝圏広域消防運営計画にのっとり、広域化後5年をめどに検討してきました給与制度の統一、また、職階級及び勤務体制の重要施策について、市町村間の協議を進める中で大枠の方向性がまとまったことから、現時点での検討状況を報告させていただきます。

資料4ページの項目1、給与制度でございます。

これまでの経過といたしまして、平成30年4月に帯広市の給与制度を基本とした組合条例を制定し、令和元年度新規採用職員から先行して統一を図ってきたところであります。

(1)の既存職員の給与統一に係る基本的考え方につきましては、3年間の現給保障を行いつつ、帯広市の制度に一元化することを基本とする運営計画にのっとり、新規採用職員と同様に、現在の組合給与条例に制度を移行するためであります。

矢印の方向で示されておりますけれども、1つ目には移行時点における給料額を引き継ぐこと、2つ目に移行時に昇格する場合は直近上位額を基本とすること、3つ目に給料表が8級制になることにより、構成町村の規定により低い割合となる期末・勤勉手当の4級の役職加算や現在支給している特殊勤務手当については、経過措置として3年間現給保障すること、4つ目に経過措置終了後に1号俸上位へ格付をすること、5つ目に職員一人一人の生涯給与推計額に応じて各市町村の判断により号俸調整を行うことができること、この5項目を基本的事項として制度統一を図るものであります。

次に、5ページであります。

左側、項目2であります。

職階級であります。国が示しております「消防吏員の階級の基準」に基づきまして、消防局長の階級を消防正監とし、各階級で適用する基本的な役職を定め、統一を進めております。

初めに、(1)の階級と役職につきましては、運営計画にのっとり職員の現階級を保障しながら、表に示すとおり8区分ある階級に職責に応じた役職を定めて移行するほか、消防司令以上の階級は

管理職員として統一するものであります。

広尾消防署につきましては、同表の階級の欄、3段目にあります消防司令長から該当するものであります。

(2)の各署の組織体制につきましては、市街地を管轄する帯広、音更、芽室及び幕別の各消防署につきましては、課制による体制、準市街地及びその他の地域を管轄する各消防署につきましては、係制とする組織体制で統一を図るものでありまして、表のとおりとなっているところであります。

広尾消防署につきましては、同表の区分、3段目の上記以外に該当するものであります。

続きまして、同じページの右上、項目3であります。

勤務形態であります。

運営計画にのっとりまして、勤務シフトを2部制に移行するほか、就業時間、休憩時間の統一に向けて検討を進めております。

広尾消防署の就業時間及び休憩時間につきましては、現行で広尾町と同様の始業時間が8時30分、終業時間が17時15分となっていることから、表に示されている時間に変更となるものであります。

以上、重要施策等の検討事項についてご報告といたします。令和3年度からの統一した運用を図るものであります。

続きまして、8点目の十勝港水面貯木場における保税蔵置場の許可期間終了についてであります。

十勝港水面貯木場は、原木の輸入において関税法に基づく輸出入税を未納のまま保管できる場所の保税蔵置場として、2014年、平成26年12月から指定されておりましたが、2020年、令和2年の11月30日までの許可期間が終了となり、保税蔵置場としての機能は終了することになりました。

2015年、平成27年の10月の台風の影響により、水面貯木場が被災し、場外へ原木が流出したことを受け、その後の使用に当たっては、原木を水面貯木場外へ絶対に流出させないように、爆弾低気圧や大型台風が直撃するようなときは、事前に原木を水面から陸上に引き揚げいただく条件で使用をお願いしてきたところでありますが、この条件に沿うことができず、今日まで水面貯木場が使用されてきておりませんでした。

南洋材は、平成26年から輸入されており、現在も毎年2万から3万立方メートル、輸入されております。横浜植物防疫所に指定された消毒実施区域において原木をシートで覆い、検疫有害動植物を死滅させる薬品を投入する天幕薫蒸で検疫をしております。今後も輸入される原木は、植物防疫法に基づく天幕薫蒸により検疫し、検査合格後に通関され、荷主に引き渡されることとなります。

また、今後において水面貯木場の使用条件を整えば、新に保税蔵置場の申請をするものであります。

続きまして、9点目の令和3年度任用予定の地域おこし協力隊の募集についてであります。

本町において、来年度からの地域おこし協力隊の任用に向けて、今年度中に募集を行う方針が固まりましたので、報告させていただきます。

地域おこし協力隊は、総務省により平成21年度から始まった制度であり、都市部から過疎地域等に生活の拠点を移した者を地方公共団体が隊員として委嘱し、地域に居住しながら地域の課題解決

のための活動を行い、最大3年間の活動終了後は、その地域への定住を図るという取組で、本町においては任期を終了した者も含め、今年度までに4名の隊員を任用しているところであります。

本町では、人口減少が進行する中で、令和2年2月に策定した第2期広尾町総合戦略や令和3年度から始まる第6次広尾町まちづくり推進総合計画において、町の活性化に向けた様々なプロジェクトを掲げており、それらプロジェクトの実行のためのサポートや都市部との関係人口の構築などを担う人材として、新たに2名の地域おこし協力隊の活用を図りたいとするものであります。

また、併せて森林環境譲与税活用事業を本格的に展開するに当たり、町内における森林生産から製材、加工、流通の仕組みを調整し、林業、木材産業の成長産業化を後押しする人材として、地域おこし協力隊1名の活用を図りたいとするものであります。

今後は、準備が整い次第、年内に合計3名の隊員の募集を開始し、令和3年4月の任用に向けて取り進めていきたいと考えております。

なお、給料等の関連予算につきましては、令和3年度の当初予算案に計上させていただき予定であります。

次に、10点目の新年交礼会の中止についてであります。

令和3年1月に開催を予定しておりました新年交礼会ではありますが、来場者や関係者の皆様の健康、安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止とさせていただくことを決定いたしました。

開催中止につきましては、広報等で周知をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は9日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第7 教育行政報告

1、議長（堀田） 日程第7、教育行政報告を行います。

教育長から教育行政報告の申出がありますので、発言を許します。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 2件について教育行政報告をさせていただきます。

初めに、令和3年度広尾町中高生等海外研修派遣事業の派遣先の変更についてであります。

本町では、中学生、高校生を海外研修に派遣し、国際的視野を広め、将来の国際社会に対応できる人間性豊かな人材を育成することを目的に行っております。現在、新型コロナウイルスの影響によりまして、今年度の海外派遣事業は中止とさせていただきました。いつ終息するかも分からない

状況の中、本事業の内容等について、内部での検証を行い、中高生等海外派遣推進事業協議会を開催いたしまして、中学生の派遣先変更につきまして了承を得たところでございます。

令和3年度から、治安のよさと英語学習環境の改善から、中学生の派遣先をアメリカ西海岸からシンガポールに変更いたします。また、高校生の派遣事業につきましては、従前同様、カナダとの交流を行うものであります。

この派遣事業につきましては、今後、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、事業の実施について判断をしてみたいと考えております。

また、これらの事業実施に当たりましては、生徒や保護者、関係者に丁寧な説明をさせていただきたいと考えております。

次に、2点目でありますけれども、令和3年度広尾高校の進学者に対する助成金の支給であります。ここ数年、広尾高校への入学者数は2間口、2学級を維持しております。現在、少子化の影響で年々生徒数が減少することが予測されますが、地域にとって大切な学校であり、町にとっても高校の存続は最大の懸案であることから、令和3年度から広尾高校への進学者に対し、一律5万円を支給することとし、保護者への経済負担を軽減したいと考えております。今後も、広尾高校への魅力化へ様々な支援策の検討を行い、高校存続に向けて尽力させていただきます。

以上、教育行政報告といたします。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政報告を終わります。

ただいまの教育行政報告に対する質問は9日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

◎日程第8 議案第83号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第83号 広尾町まちづくり推進総合計画の策定についてを議題とします。

本案は、第3回定例会において議案審査特別委員会に付託されたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

議案審査特別委員会委員長、浜頭勝議員、登壇の上、報告願います。

1、議案審査特別委員会委員長（浜頭） 議案審査特別委員会報告書。

令和2年第3回定例会において付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、開催日。

令和2年9月9日並びに11月6日、9日、13日であります。

2、審査事件。

議案第83号 広尾町まちづくり推進総合計画の策定についてです。

3、審査結果。

審査の結果、議案第83号の1件を「原案のとおり可決すべき」と決定した。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

議案第83号 広尾町まちづくり推進総合計画の策定について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第83号 広尾町まちづくり推進総合計画の策定について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◎日程第9 発委第4号

1、議長（堀田） 日程第9、発委第4号 広尾町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、山谷照夫議員、登壇願います。

1、議会運営委員会委員長（山谷） 発委第4号 広尾町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

お手元の議案資料1ページの新旧対照表をご覧ください。

本条例の改正につきましては、災害時等の対応に関し、規定を整備するものであります。

新旧対照表の改正のところでありますが、第26条として災害時の対応に関する条項を加えるもの

であります。

なお、附則につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより発委第4号 広尾町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第104号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第104号 広尾町議会議員及び広尾町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第104号 広尾町議会議員及び広尾町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、町村の選挙における立候補に係る環境改善を図るため、選挙公営の対象が拡大されることから、本条例を制定するものであります。

町村の選挙は、都道府県や市の選挙とは異なり、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が選挙公営の対象となっておりましたが、全国町村会、町村議会議長会の要望を受け、町村の選挙における立候補に係る環境改善を図るため、公職選挙法が改正されました。町村において条例化することにより、先ほど申し上げました各選挙運動に要する経費が選挙公営の対象となることになりました。

なお、選挙公営の対象拡大に伴い、町村議会議員選挙についても供託金制度が導入されることとなります。

附則におきまして、本条例は、令和2年12月12日から施行したいとするものであります。

詳細につきましては、担当課長補佐より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

柏崎総務課長補佐。

1、総務課長補佐（柏崎） それでは、補足説明を申し上げます。

議案1ページをお願いします。

今回制定する条例は、12条で編成しております。

第1条は、条例の趣旨を定めるもので、公職選挙法の規定に基づき、広尾町議会議員及び広尾町長の選挙における選挙運動用の自動車、ビラ、ポスターの公費負担に関して必要な事項を定めることを規定しております。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担を定めるもので、候補者は6万4,500円に、候補者の届出日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができるものとします。ただし、選挙公営を受けることができる者は供託物が没収とならない候補者に限られ、このほか選挙公営の対象となるビラ等についても同様となります。

供託物の没収についてであります。議案資料1ページ、表の下にあります1の「供託金と法定得票数について」に記載しており、(1)、町議会議員選挙については、有効得票数を議員定数で除し、さらに10で除して得た得票、町長選挙については、有効得票数を10で除して得た得票となり、選挙公営を受けるためには、それ以上の得票が必要となります。

議案のほうに戻りまして、第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出を定めるもので、選挙運動用自動車の公費負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、広尾町選挙管理委員会に届けることを定めております。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続を定めるもので、町は有償契約の相手方からの請求に基づき契約の相手方に費用を支払うこと、第1号で一般乗用旅客自動車運送事業者と運送契約の場合は1日当たり6万4,500円まで、第2号で一般運送契約以外の場合、アの自動車の借入契約の場合は1日当たり1万5,800円まで、イの燃料の供給に関する契約の場合は1日当たり7,560円まで、ウの運転手の雇用契約の場合は1日当たり1万2,500円まで支払うことを定めております。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定を定めるもので、同一の日につき一般運送契約とそれ以外の契約が締結されるときは、候補者が指定するいずれかの契約のみを適用することを定めております。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担を定めるもので、第8条に定める額の範囲内で選挙用ビラを無料で作成することができるとしております。選挙用のビラの頒布につきましては、これまで町村議会議員選挙では認められておりませんでした。今回の改正で認められることとなりま

した。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出を定めるもので、選挙運動用ビラの公費負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会に届けることを定めております。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続を定めるもので、1枚当たりの作成単価7円51銭を超える場合は、7円51銭に公職選挙法に定められた枚数の範囲内で作成された枚数を乗じて得た額を、町は有償契約の相手方からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うことを定めております。

なお、公職選挙法で定められたビラの作成枚数の上限は、議案資料2ページ、2の(2)の表にありますように、町長選挙については5,000枚、議会議員選挙については1,600枚となります。

議案に戻りまして、第9条は、選挙運動用ポスター作成の公費負担を定めるもので、第11条に定める額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することができるものとしています。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出を定めるもので、選挙運動用ポスターの公費負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会に届けることを定めております。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続を定めるもので、1枚当たりの作成単価2,000円を限度額とし、ポスター掲示場の数に1.5を乗じた枚数を作成限度枚数として作成単価を乗じて得た金額を、町は有償契約の相手方からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うことを定めております。

なお、直近の選挙、本年度の選挙における町のポスター掲示場の数は、50か所となっております。

第12条は、委任の規定を定めるもので、条例の施行に関し、必要な事項は選挙管理委員会が定めることとしています。

それぞれの公費負担の算定及び限度額等については、議案資料にお示ししておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で、補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第104号 広尾町議会議員及び広尾町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第105号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第105号 広尾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第105号 広尾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、平成15年6月の地方自治法の改正により創設された指定管理者制度について、同法第244条の第1項に規定する公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関し必要な事項を定めるものであります。

指定管理者制度につきましては、平成17年の総務常任委員会において所管事務調査をいただいたところではありますが、該当する施設がなかったため、条例を制定しておりませんでした。

その後、引き続き検討した結果、本町の公の施設に制度を導入することにより、民間の活力や能力あるいはノウハウを活用して、施設に応じた住民ニーズに的確に対応でき、住民サービスの向上や行政コストの縮減等が期待できることを総合的に判断し、本条例を提案することとしたものであります。

条例案の詳細につきましては、担当課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

齊藤総務課長。

1、総務課長（齊藤） 初めにお断りをさせていただきたいと思っております。議案第105号につきましては、議案の追加資料を提出させていただいております。公の施設の定義、制度導入のスケジュール例をお配りさせていただきました。後ほどご覧いただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第105号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書7ページをお願いいたします。

本条例は、14条で構成しております。

第1条につきましては、本条例の趣旨を規定しております。この第1条で言う公の施設であります。追加資料1ページをお開きいただきたいと思います。

公の施設は、①から⑤までの施設でありまして住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設でありまして、具体的に言いますと福祉施設や病院、図書館、市民会館、保育園、児童館、体育館などがあります。

それから次に、指定管理者制度についてであります。議案資料の4ページをお願いしたいと思います。

業務委託との違いなどについてご説明したいと思います。

1の受託主体であります。業務委託は限定はありません。指定管理者制度では、株式会社、一般社団、財団法人、地方公共団体、農協などの公共的団体、町内会、NPO法人などの個人を除く自治体が指定する法人、その他の団体で特段の制限はございません。

2の法的性格ですが、業務委託については私法上の契約関係、契約に基づきまして、個別の事務または業務の執行の委託でございます。指定管理者制度では「管理代行」、指定により公の施設の管理権限を当該指定を受けた者に委任するものでございます。

3の公の施設の管理権限につきましては、業務委託では設置者たる地方公共団体が有します。指定管理者制度では、指定管理者が有します。「管理の基準」「業務の範囲」については、条例で定めることとなります。

(1)、施設の使用許可は、業務委託の受託者はできませんが、指定管理者は使用許可を行うことができます。

(2)の管理の基準及び業務の範囲の規定方法については、業務委託は契約で定め、指定管理者制度では条例で定めます。

(3)、指定管理者（受託者）の決定。

(4)、管理を行わせる期間については、業務委託は入札等で施設ごとに契約で定め、議会の議決は不要ですが、指定管理者では施設ごとに議会の議決を経て決定します。

(5)です。基本的な利用条件の設定については、業務委託、指定管理者制度、双方で地方公共団体が設定しますが、指定管理者制度では条例で定めることとなります。

4の公の施設の設置者としての責任は、双方とも地方公共団体が負います。

(1)の利用者に損害を与えた場合の責任についても、双方とも地方公共団体に生じる場合があります。

5の利用料金制度につきましては、指定管理者制度では利用者からの料金を自らの収入として收受すること、条例により、定められた範囲内で地方公共団体の承認を得て自ら料金を設定することが可能となります。

指定管理者制度と業務委託の違いの説明でございました。

議案7ページにお戻りいただきたいと思えます。

第2条です。指定管理者の公募について規定しております。

8ページをお願いしたいと思います。

第3条では指定管理者の指定の申請方法について、第4条では指定管理者の選定方法と選定基準について規定しております。

9ページです。

第5条では、施設の設置目的を効果的で効率的に達成するために、専門的な知見、経験、ノウハウなどが蓄積されていることが必要と判断されるなど、一部の例外的な施設について、公募によらない指定管理者の候補の選定等の方法について規定しております。

第6条では、指定管理者を指定するに当たりまして、議会の議決を要すること、指定を告示することについて規定しております。

第7条では指定された指定管理者との施設の管理に関する協定の締結について、第8条及び第9条では指定管理者が管理する施設についての事業報告書の提出義務、業務報告書の聴取について規定をしております。

11ページをお願いします。

第10条では施設の管理が不適切な場合の指定管理者の指定の取消しについて、第11条及び第12条では指定管理者が管理する施設の原状回復義務や損害賠償義務について、第13条では秘密保持の義務、業務において知り得た個人情報の適切な管理及び守秘義務について、それぞれ規定しております。

第14条では、本条例の施行に関しての委任について規定しております。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行したいとするものでございます。

今後の予定についてご説明申し上げます。

制度導入のスケジュールについてであります。追加議案資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。

本議会で本条例を議決いただいた後、指定管理者制度導入について施設ごとに個別に検討を行います。

指定管理者制度の該当施設を決定後、指定管理者制度に係る個別の施設の設置条例を改正いたします。公の施設の管理に指定管理者制度導入を可能とする条項を整備するものでございます。

次に、債務負担行為予算の設定、議決を行っていただきます。

次に、本条例第2条に基づき指定管理者候補者の募集を、基本的には公募にて行います。

次に、本条例第4条または第5条に基づき、指定管理者候補者の審査、選定を行います。

次に、本条例第6条に基づき指定管理者の候補者として選定した団体等について、指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を経て指定を告示します。

その後、指定管理者制度における予算の議決をいただきます。

指定管理者との年度内協定を締結します。

そして、指定管理者による管理の実施の運びとなります。

以上、補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 公の施設に係る指定管理者制度の関係なのですけれども、実は平成28年度から包括業務委託ということで町のほうから提案ありまして、総務常任委員会で所管事務調査をしたところでもあります。このときは、理由は特に示されませんでしたけれども、28年度から実施をする包括業務委託は中止をするということで議会に報告あったところなのですけれども、今回、こういった指定管理者制度については、ある種重要案件というふうに思いますし、町の公の施設、幅広い施設があるわけですから、そういった大本の条例ということになるわけでもあります。そういった意味では、今、条例提案の説明があつて、おまけに追加資料の説明を受けたところなのですけれども、非常に時間的に、言い方は悪いのですけれども、拙速でないかというふうに思うのです。

以前のように包括業務委託のときは、きっちりと総務常任委員会で所管事務調査でいろいろな内容について説明があつて質疑があつたわけなのですけれども、それ今回、当日聞いて質問というのは非常に、議会に対してもう少し丁寧に説明するという観点が私はないというふうに思っておりますので、その点、理事者のほうから答弁いただきたいと思います。

それと、本町は今までも、平成15年から20年にかけて指定管理者制度の関係で、いろんな業界の方からもそういった提案というのは過去にあつて、検討したこともありますけれども、例えば管内でこの指定管理者制度を導入して、いわゆる導入した結果の経営状況といいますか、そういったものについてもご説明をいただきたいと思います。

この条例の中には期間の部分も特に規定はありませんけれども、一般的な指定管理者の管理期間というのは5年間ということでやっています、例えば以前、大樹町のある施設が料金の収入が非常に予測していたよりも下がったということで、委託料の見直しで結果的にご破算になったところもありますけれども、それらも含めて管内の状況についてご説明をいただきたいと思います。

それと、実はこの105号の議案議決後に広尾町観光案内所の設置条例の制定ということで提案されておりますけれども、先ほどの行政報告で、広尾町北方圏交流振興会について、サンタメール事業と大丸山森林公園の観光案内、2つの業務を担っているということの説明だったのですけれども、実は観光案内所については、町が観光協会に対して委託料をお支払いして、それで運営をしているということなのですね。実は以前、観光協会が、いわゆるサンタの家でサンタグッズを販売していると。その収益が100万円ぐらいあったのですけれども、広尾町が管理費、人件費を観光協会に委託しているわけですから、当然そこで得た利益というのは、観光協会に帰属するのではないかと。ところが、町はそれを北方圏振興会にその利益を回して、言ってみればサンタメール事業の補填に充てていたという経過がありまして、私も数回にわたって指摘をしたのですけれども、現在はどうなったかちょっと分かりませんが、そういった意味で、これはやっぱり観光協会が今まで担ってきたものだというふうに私は認識しているのです。

その点についての説明と併せて、先ほど説明の中では、民間の活力と能力を活用してということで指定管理者制度を導入したいという説明でありましたけれども、例えば私、観光協会については、いわゆる民間でありますし、すばらしい能力を兼ね備えている団体であるというふうに認識しております。そういった方々が今までそういった観光案内を担ってきたというようなことを考えれば、

後段の条例提案含めて、ちょっとその点の説明も併せてお願いしたいと思います。

それと、細部についてお聞きしますけれども、例えばこの条例の中で、第7条の例えば第3号に利用料金に関する事項ということで、いわゆる利用料金をもって運営費の一部に充てるということなのだと思うのですけれども、その点の詳しい内容について、もう一度ご説明していただきたいと思います。

それから、同じく第5号に町が支払うべき管理費用に関する事項なのですけれども、これらの内容についてどういった部分を想定しているのか。

それと、この条例上では、公布の日から施行するということですから、公募するということなのですけれども、実際のこういう特殊な業務について、今現在どういった組織、団体に管理委託するか想定されているのか、それについてもご説明をいただきたいと思います。

あと、先ほど追加資料で指定管理者制度導入スケジュール表をもらいましたけれども、一般的にこういった今後のスケジュールについては、要する期間、それから例えば何月からどういった作業をやっていくかということ、細かく今まで大体どこのこういったタイムスケジュールでも詳しく載っているのですけれども、これについては、ただ項目だけ載せておりますけれども、その点についてももう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時36分 再開

再開します。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 前崎議員からの提案に当たっての関係でありますけれども、町長のほうから提案説明をさせていただきましたように、過去において、議会の総務常任委員会において、この関係については協議をいただいているところでありますが、相当昔のことでありまして、説明したとおり、平成17年に総務常任委員会で所管事務調査をいただいたというところであります。その後、第4次の行革の中においても、民間活力を生かした事務事業というところで指定管理者の導入について検討するというところを提案させていただいております。その後、前崎議員がおっしゃったように、包括委託の関係、平成28年でしたか、に議会のほうとも協議をさせていただきましたが、いずれも同じように、指定管理者の施設については、そういった該当の施設がないというところで条例提案をしてこなかったというところであります。いろいろ平成17年以降に各課の中で検討した中では、3つの施設が指定管理者に移行できるのではないかとということも検討されましたけれども、いろいろメリットですとかデメリットも協議した中で、それらを含めて今日まで指定管理者での委

託というのはしてこなかったところでもあります。

後段のほうで質問にもありましたように、該当する施設が今回考えられるというところで、今回の条例提案をさせていただいたところでもありますけれども、経過についてはそういうところでありまして、制度としては、平成15年からこの指定管理者制度、国のほうで設けられているところでありまして、内容については、今、課長のほうから説明をさせていただいたところでもあります。

あと、後段のほうでありました想定されている団体とかの話でありますけれども、今の段階では指定管理を想定されている団体についてはございません。

私のほうからは以上であります。

1、議長（堀田） 齊藤総務課長。

1、総務課長（齊藤） 管内の状況でございますが、手元に資料がございません。よろしくお願いたします。

それから、指定管理の利用料金の関係なのですが、現在は3通りございまして、全て利用料金で賄うパターンと、②として全て設置者である自治体の支出金で賄う場合と、③番目として一部を支出金で賄って残りを利用料金で賄うという3通りの選択がありまして、個々の個別の施設について検討されていくことになると思います。

よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 1つ目は、先ほど管内の導入状況ですね。これ当然、本町にも導入するとなれば一定程度把握していると思いますし、私どもも以前そういった指定管理者制度の導入について企業等からも提案を受けたとき、例えば当時は、えりも町の指定管理者制度、あそこは保育所から風の館から幅広くやっけていまして、そういった説明だとか収支だとか詳しく聞いておりまして、そういった中で一時期、いわゆる直営と指定管理者制度とどちらがということで検討したことも過去にありますけれども、当然そういったことも踏まえてやっけていかなければ、議会にもあるいは住民に対してもそういったことを丁寧に説明しなければ、ただ地方自治法の規定によって条例提案するということでは、これは理解しがたいと思うのですね。

その点もう一度説明していただきたいのと、私、先ほど導入スケジュールの関係を聞いたのですが、それについて答弁なかったのですけれども、本会議ですから3回しか質問できないのです。今これは答弁漏れの督促ということで回数に入らないかと思うのですけれども、その点についてももう一度お願をいたします。

1、議長（堀田） 齊藤総務課長。

1、総務課長（齊藤） 管内の状況なのですが、大変申し訳ございません。手元に本当に資料がないので、ご容赦いただきたいなと思います。

指定管理者のスケジュールなのですが、今現在想定しているスケジュールです。

本議会でこの条例の議決をいただいた後に、1月に公募をかけたいと思います。1月に公募をかけまして、1月の下旬から2月にかけて決定をいたします。それから、3月の議会で個別の指定管理者に係る指定事業者を議会で議決していただきます。その間、3月に当然予算もありますので、予算成立を待って4月から指定管理者制度に移行していくということになります。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほど理事者のほうから想定されている企業、団体等はないということなのですけれども、今12月でもう1月、来月ですよ。僅か1か月で選定してということで、これ例えば4月1日からとなると、そういった組織、団体が体制を整えるのに間に合わないのではないかとこのように思うのです。例えば会社組織であればやっぱり半年、1年前から、指定管理者を受けるのであれば、そういった体制を整えていかなければなりませんし、あまりにも時間的な余裕がないのではないかとこのように思うのですけれども、その点についてもう一度ご説明をお願いいたします。

それから、何回も言いますが、管内の状況が分からないということ、私あり得ないと思うのです。どういう形でこれを導入しようとしたのかということが、議案の第106号についてはここで審議していませんので、後ほどまた聞きたいと思うのですけれども、今までやられてきたことが、こういった不都合があるから指定管理者制度にするのか。例えば業務委託あるいは直営でやってきたものが、どういう不都合があつてこの指定管理者制度にするのか。そういったメリット、デメリットをきちっと検証した上で、こういった導入しなければならないのに、今のタイムスケジュールだと4月からやるということですから、今までどういう不都合があつたかという、まずそれをお聞きしたいのです。ちょっと今の段階では、本当に私なぜ今ここで、例えばこの条例をつくることはいいと思うのです。ただ、今、後段にそういった具体的なこういうタイムスケジュールにのっとってやるということですから、その点についてあまりに拙速過ぎるのかなということで、今までの検証の結果、どういう不都合があつたのか、それについても併せてご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時46分 再開

再開します。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、議員のほうからる質問がありましたけれども、今、新たに指定管理者制度の条例の制定をお願いしているわけでありまして、この条例に関して質疑をいただければというふうに思っております、条例の制定でありますから。議員おっしゃっているのは、恐らく106号の議案に波及しての質問だというふうに思っておりますから、指定管理者制度は新たにつくる制度でありますから、検証するだとかそういうところはないわけでありまして、今の議論は106号でいただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 今、そのことを私冒頭に、いわゆる地方自治法により公の施設の指定管理者制度、これについては一定程度、国の法律に基づいてやるわけですから理解していますけれども、今こういった具体的な資料ですとか説明を受ける中で、例えば今審議している条例の追加資料の説明であまりにも、今審議して議決をしたら直ちに公募して4月からスタートしたいのだということで説明があったわけですから、それについて質問していますので、ただ条例を制定して、これから例えば広尾町はどういった公の施設をやるかということを取って審議するのであればいいのですけれども、今もう既に具体的な部分は検証されていて、加えてタイムスケジュールも詳しく説明あったわけですから、その点について私は聞いているのであって、それに触れてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） よく分かりました。事務方の説明が本条例から制定に少し先んじて説明をしたというところ、取消しをさせていただければというふうに思っております。今後のスケジュール等につきましては、次の106号の議案に係る部分に波及をいたしますので、条例の制定自体はスケジュールは関係ありませんので、ぜひご理解を、私どもの説明を訂正させていただきます。

説明を追加します。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 申し訳ありません。

スケジュールの話ですけれども、スケジュールはこの条例に係る一般的なスケジュールを示しておりますので、前崎議員さんが個別のスケジュールを今お聞きになったと思うのですけれども、総務課長も個別の、今、次の議案で出てくるところの説明をしたと思うのですけれども、そこはさっき町長が言ったように訂正させてもらいますけれども、議案の説明資料で申しあげているのは、指

定管理者制度を行うに当たっての一般的なスケジュールをお示したというところでありまして、今、議員からいろいろご質問をいただいております次の議案に係る部分でのご質問もありますので、あまり申し上げられませんが、具体的には、先ほども申し上げましたとおり、過去に公の施設で指定管理者制度を導入できる施設があるかどうかというのを検討させていただきました。そして、先ほども申し上げましたが、行政改革の中で、今のところ町としては、そういった施設、指定管理者を行う施設はないというお話をさせていただいて、その後いろいろと協議した結果、先ほど来、申し上げているように、いろんな民間のそういう力を借りたりすることによって、できる施設があるということで、今回の条例の制定に至ったところでもあります。

いろいろと質問に対する答弁があちこち行って申し訳ないのですけれども、そういうことでもありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前11時51分 休憩

午前11時52分 再開

再開します。

ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第105号 広尾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩します。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程第12 議案第106号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第106号 広尾町観光案内所設置条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第106号 広尾町観光案内所設置条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例に規定されております観光案内所は、本町の恵まれた自然風土とサンタランドを広く紹介し、文化の向上と観光の発展を目的として、広尾町にて運営をしてまいりましたが、今後も利用者のニーズの多様化に対応したきめ細やかなサービスを提供し、利便性や満足度を向上させたいと考えております。

このため、現行の条例の全部を改正し、公の施設の管理に民間の能力を活用できる指定管理者制度導入を可能とする条項を新たに整備するものであります。

詳細につきましては、担当課長に補足いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） それでは、補足説明をさせていただきます。

広尾町観光案内所設置条例の全部改正となります。

議案説明資料の5ページから7ページに本条例の新旧対照表を記載しております。

議案書の13ページをお願いいたします。

まず、第1条におきましては、本条例の趣旨を規定しております。「この条例は、広尾町観光案内所の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるもの」としております。

第2条は、名称を「広尾町観光案内所」、位置を「広尾町字広尾689番地」とするものです。

第3条は、観光案内所で行う事業について規定するものです。

第4条は、利用の制限について。

14ページをお願いします。

第1号から第3号まで利用の制限について規定しております。

第5条は、利用者の責により建物等の毀損があった場合の原状の回復または損害賠償について規定するものです。

第6条は、観光案内所の管理運営を指定管理者による管理とすることができるものとして規定するものです。

第7条は、指定管理者が行う業務の範囲について規定するものです。

第8条は、管理を指定管理者に行わせた場合の読替えについて規定するものです。

第9条は、委任に関する規定です。

最後に附則です。本条例は、令和3年4月1日から施行するとするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

10番、小田議員。

1、10番（小田） 先ほど前崎議員から、いかなる理由というか、それがあって、このように実際上、観光協会にお願いしていたものをそのまま新たに、今、町長が民間の力とかと言われましたけれども、それでなくても今までも民間の力とも言えたと思うのですけれども、そういうのでよほどの何か理由があるべきだと思うのですけれども、その辺もう少し具体的に教えてほしい、そういうことで取りあえずお願いします。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） それでは、説明します。

町長の説明でもあったかと思いますが、利用者のニーズの多様化に対応したきめ細やかなサービスの提供、利便性や満足度を向上させたいと考えた上での提案理由です。

以上です。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 一般的に考えても、観光協会というのは、広尾町の観光に関わっているいろんな力を注いで、広尾町の活性化に観光の面でやっていくということで、かなりそういう情報も集結しているところだと思うのですけれども、そうした場合に、何らこういうふうな形で、幾ら指定管理者の制度がきちっとできたからといってここに行くと、新たにまた観光協会がこれを受けるという形になるという可能性もどのぐらいあるのか。それはやってみなければ分からないと思うのですけれども、だけれども、これまで長く観光協会と町との、お付き合いと言ったらあれですけれども、いろんな形で共存といいますか、いわゆる協働の形でやっていたものですから、何らそれによほどの支障が出てきたのであれば、そうかということになると思うのですけれども、その辺どうも分からなく、そして、かつ先ほどの前崎議員の答えの中では、すかさず来年度からもうやる手はずになっているようなということになると、もう先はかなりの具体的な案があるのかというふうにも思うのですけれども、その辺についてはどうなのか教えていただきたいと思います。説明してください。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） よほどの理由というところの部分では、支障があるかないかという点に関しましては、支障があるから指定管理者制度を提案しているわけではございません。さきに話し合われました第6次まちづくり推進総合計画の中でも、サンタランドの魅力向上プロジェクトを進めるべく、民間主導で再度サンタランドを町民から盛り上げる機運を高めていくということもうたっております。そういったことも含めて、まず指定管理者をすることができる条例を制定しまして、今後サンタランドの魅力向上を図っていければいいのかなというところの提案でございます。

今後の予定の部分につきましては、まだ具体的な部分、先ほど総務課長のほうから大まかな日程を申し上げたところでございますけれども、今年度というか今年中に募集の要項なりを定めまして、1月中旬に募集の締切り、2月中旬に委員会を設置して、3月の議会に提案できればいいなという大まかな日程でございます。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第106号 広尾町観光案内所設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第107号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第107号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第107号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、施行期日が異なる関係から2条立てによる改正としております。

まず、第1条は、各自治体職員の特殊勤務手当条例について、参酌すべき基準となる人事院規則の一部改正に伴い、職員が新型コロナウイルス感染対策の防疫作業等に従事した場合に国家公務員の例に準じて防疫作業等手当を支給できるよう、特例措置条項を附則中に整備するとともに、当該手当に係る本則中の字句等について人事院規則に合わせて再編・整理するなど所要の改正を行い、公布の日から施行したいとするものであります。

第2条は、養護業務手当について、現在、養護老人ホームに勤務する支援員に100分の4の割合を、特別養護老人ホームに勤務する介護士等に100分の16の割合をもって支給しておりますが、おのこの業務が類似してきており、支給割合の格差を是正するとともに、その他所要の改正を行い、これについては令和3年4月1日から施行したいとするものであります。

また、附則の第2項の適用区分についてですが、この条項の施行日以前に新型コロナウイルス感染対策の防疫作業に従事した職員がある場合に手当の特例措置を適用できるようにするものであります。

詳細につきましては、担当課長に補足説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

齊藤総務課長。

1、総務課長（齊藤） それでは、補足説明を申し上げます。

初めに、第1条の関係についてであります。

議案資料の8ページをお願いしたいと思います。議案資料の8ページでございます。

附則の改正であります。現行の附則を附則第1項とし、見出しとして施行期日を付し、次のページですが、防疫等作業手当の特例として2項を追加しております。追加する2項では、新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある方に接して行う作業またはこれに準ずる作業であって、規則で定めるものに従事したときに、条例第4条の規定によらず手当を支給することとしております。

第3項では、作業に従事した日1日につき1,000円、新型コロナウイルス感染症の患者、その疑いのある体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合については1,500円を支給したいとするものでございます。

次に、第2条であります。

第2条では、養護老人ホームに勤務する支給対象となる職員の養護業務手当について改正するもので、議案資料の10ページをお願いします。

養護業務手当は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに勤務する支給対象職員の給料月額に所定の割合を乗じた額を支給しておりますが、養護老人ホームにおいて入所者の介護度が高くなっており、先ほど町長の説明で申し上げましたように、支給割合の格差を是正できるよう、第6条第

2項において、100分の16の範囲内で規則に定める率といたしまして、次のページをお願いします。広尾町職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の改正の内容にありますように、100分の10に改正するものであります。

以上、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第107号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第108号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第108号 広尾町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第108号 広尾町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」が中小企業支援強化のため改正となり、令和2年10月1日に施行されたことに伴う改正であります。

内容であります。本条例第2条において引用する条項が改正により1条ずれが生じたため、「第25条」を「第26条」に改めるものであります。

議案資料の12ページに新旧対照表がございますので、ご確認いただければと思います。

なお、附則で、公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用するものであります。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第108号 広尾町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第109号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第109号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第109号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に基づき、本町においても条例で定める基準を改正しようとするものであります。

議案資料14ページになります。

新旧対照表がございます。条例中第42条第4項に号を追加し、現行の規定を第2号とし、第1号で小規模保育事業所などの特定地域型保育事業者において、保護者の希望に基づいて卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先の確保を不要とするものであります。

また、前のページに戻りますが、子ども・子育て支援法の一部改正により、同法第43条第3項が同条第2項に繰り上げられたことに伴い、同項を引用している第2条第23号の規定中、「第3項」を「第2項」に改めるものであります。

ことに伴いまして、同号を引用している第23条第2項第2号の規定中、「第4号」を「第3号」に改めるものであります。

なお、附則におきまして、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第110号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第111号

1、議長（堀田） 日程第17、議案第111号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第111号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の認定資格研修の実施主体が拡大されたため、本町においても基準を定める条例の改正を行うものであります。

議案資料は、18ページになります。

改正の内容といたしまして、第10条第3項において、放課後児童支援員の資格を得るには、保育士や社会福祉士などの資格や教員免許状を有する方などが都道府県知事及び指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならないとされておりましたが、中核市の長も研修を実施できることとなり、文言を加える改正を行うものであります。

また、附則第2条において、放課後児童健全育成事業に従事する方及びその員数については、従来の厚生労働省令で定める基準に従い条例で定めるものから、参酌して条例で定めるものへと変更されたところであります。これを受けまして、放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置を延長し、豊富な実務経験を有する方たちの効果的な能力活用と放課後児童健全育成事業の質的向上を図りたいとするものであります。

附則におきまして、公布の日から施行したいとするものであります。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第111号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第112号

1、議長（堀田） 日程第18、議案第112号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第112号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料19ページであります。

今回の改正は、1の改正趣旨にありますように、平成30年度税制改正に伴う地方税法の改正によるものでありまして、給与所得控除等が10万円引き下げられたことに伴うものであります。

2の保険税軽減判定基準額に係る改正であります。給与所得者が2人以上いる国民健康保険加入世帯では、軽減判定基準額の算定時において、保険税の軽減措置に該当しなくなる場合があるこ

とから、基礎控除額相当分を現行の33万円から43万円に引き上げ、10万円に給与所得者と公的年金等の支給を受ける方の数から1を減じた数を乗じて得た額を加えるという内容のものであります。19ページの下のところにて現行と改正後の表がついてありますので、見ていただければと思います。

次のページに新旧対照表がありますので、確認願えればと思います。

なお、附則におきまして、令和3年1月1日から施行し、令和3年度以降の国民健康保険税に適用するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第112号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第113号

1、議長（堀田） 日程第19、議案第113号 広尾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第113号 広尾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料は、22ページであります。

今回の改正は、令和2年度税制改正に伴う地方税法の改正によるものでありまして、延滞金の積算に用いる「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に文言を変更するものであります。

附則におきまして、令和3年1月1日から施行したいとするものであります。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第113号 広尾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第114号

1、議長（堀田） 日程第20、議案第114号 広尾町営牧場運営管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第114号 広尾町営牧場運営管理条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、先ほど行政報告いたしました町営牧場の利活用促進に関する農協との合意項目を実行するため、各種事業の展開を拡充するなど、所要の措置を講ずるものであります。

改正の大綱といたしましては、地域の飼料基盤として期待されている町営牧場を最大限に活用した酪農経営の基盤強化に寄与するため、粗飼料販売の基準価格制度を導入し、また、輪作導入による良質牧草の生産試験事業や、農協の創意工夫によって利用活性化の取組を可能とする、附帯事業条項を新たに整備するもので、令和3年度から東豊似牧場の経営体制を農協に移譲して、利用活性化を促進するとともに、一般会計からの牧場経営費、補填の仕組みを改善し、町財政の健全化を確保するものであります。

さらに、近年の改正自治法にのっとり現行第9条の管理委託に関する規定を廃止するほか、その他所要の改正を講ずるものであります。

詳細につきましては、担当課長に補足説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

平農林課長。

1、農林課長（平） では、補足説明をさせていただきます。

あらかじめ町長のほうから本案の大綱について説明がありましたので、私からは新旧対照表、アンダーラインの箇所につきまして、改正の対象となった条項ごとに諸般ご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案資料25ページをお開きください。

まず、第2条の改正です。本条では、平成16年度、それから平成19年度に処分のありました取得ないし売却に伴う面積増減がこの表中に反映されておられませんでしたので、改正後、オソウシ牧場で3.1ヘクタール減の「291.5ha」に改めます。もう一点、東豊似牧場で4.1ヘクタール増の「161.8ha」というふうに管理面積をそれぞれ改めるものであります。

次に、第3条であります。ここにつきましては、法令事務における用字の基準に従いまして、符号を加える改正となっております。

裏面26ページをお願いいたします。

次に、第5条使用料規定の改正でございます。ここでは2点改正ポイントがありまして、1点目は、27ページ現行欄におけます末尾2つの表と関係しまして、現行の第1項では別表第1のほうに町内から受け入れた場合の預託料ないし捕畜料の使用料を定め、同じく現行第2項では別表第2のほうに町外から受け入れた場合の使用料を定めておりますけれども、今回、第1項を全面的に改めまして、現行の金額を変更することなく本則の中に表を再編整備し、これによって不要となる別表第1と別表第2を削るものでございます。

改正2点目は、地域の飼料基盤として期待されております町営牧場の草地を、地域の畜産需要に応じまして適正かつ透明性を持って還元していけるように、新たに採草料を設定いたします。このことに伴いまして、第5条の見出し、括弧つきの字句でありますけれども、現行の使用料に「等」の1文字を加えて「使用料等」というふうに改めております。

なお、今回設けた採草料でありますけれども、2回刈りを標準とする年間単位の最低基準価格でありまして、農業技術機関のご教授もいただきまして、北海道農政部が作成しております農業生産技術体系による粗飼料利用率、それから農水省の北海道畜産物生産費統計によります自給飼料費用価というものを基準といたしまして、採草重量1キログラム当たり3円以内か、利用面積10アール当たり9,000円以内、いずれかの金額によって余裕草地を還元するものであります。

参考までに、年2回刈りを標準とすると申し上げましたけれども、利用面積1回当たりの販売基準価格は4,500円以内というふうになるものであります。ただし、年によりまして草地の管理成績、いわゆる状態のよしあしが異なりますから、農業改良普及センターの協力を得まして、毎年、状態分析を行い、条例金額の範囲内で適正な価格を調整する考えでございます。

次に、第9条の改正です。現行では管理委託に関して規定しておりますが、町長からありましたように、地方自治法の相当規定によりまして管理委託制度が廃止されておりますことから、今回の改正を機に現行の規定を廃止し、改正後の本条の見出しを「附帯事業等」というふうにいたしました。

て、中身を全面的に改めるものであります。

内容としましては、「町長は、牧場の設置目的を効果的に達成するため、その施設を運用して、畜産振興上必要な事業を行い、又は措置することができる。」といった規定であり、この条項を運用いたしまして、町長からありました利用活性化の各所の取組を令和3年度から推進する考えでございます。

次に、第10条は、第3条と同じく符号の整理であります。

議案資料はここまでございまして、最後に議案書27ページの本条例の附則であります。この条例は、公布の日から施行したいとするものでございます。

以上、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第114号 広尾町営牧場運営管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第115号

1、議長（堀田） 日程第21、議案第115号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第115号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて提案理由を申し上げます。

本案は、議案第114号の条例案においてご説明申し上げたとおり、町営牧場について一部経営移譲を行うため、東豊似牧場を長期かつ独占的に利用させることにつき、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものであります。

議案資料は、28ページになります。

議案書に戻っていただきまして、議案書の記の部分であります。1の利用対象物件として東豊似牧場、括弧内の用途区分は放牧・採草、米印として附属設備を含むものであります。位置は広尾町字紋別、管理面積161.8ヘクタールであります。

2の利用者として、広尾町農業協同組合を指定するものであります。

3の利用期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日まで10年間とし、その後は適宜利用期間の更新を予定するものであります。

4の利用させる目的は、公共牧場を有効活用し、畜産事業の振興を図るものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第115号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第116号

1、議長（堀田） 日程第22、議案第116号 工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第116号 工事請負契約の締結の議決事項の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、本年6月9日開会の第2回定例会において議決をいただきました西通排水区流末改修工事の請負契約について、その一部を変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求め

るものであります。

変更の理由でありますけれども、関係団体との協議により工事の着工を11月下旬と変更したため、コンクリート打設に伴う防寒養生費、除雪費の増額が必要になり、設計変更を行うものであります。

契約額につきましては、変更前5,885万円に対し、変更後が6,684万7,000円であります。契約の相手方は変更ないものであります。

議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第116号 工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第117号

1、議長（堀田） 日程第23、議案第117号 十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第117号 十勝圏複合事務組合規約の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、本町が加入する十勝圏複合事務組合において、令和3年4月1日からごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務に係る部分に鹿追町及び新得町が加わるため、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

本規約の変更は、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経ることが必要とされているため、ご提案を申し上げるところであります。

なお、議案資料につきましては、29ページであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第117号 十勝圏複合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第118号

1、議長（堀田） 日程第24、議案第118号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第118号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき策定いたしました広尾町過疎地域自立促進市町村計画を変更するに当たり、北海道が定める当計画事務処理要領に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案の32ページの別紙をお願いいたします。

変更の内容といたしまして、本年第3回定例会において補正予算の議決をいただきました町内光回線未整備地区における光ファイバ回線整備実施に伴い、事業の内容及び事業主体の変更を行うもので、既に北海道との事前協議が調っているところであります。

議決後は、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出をするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第118号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長(堀田) 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日9日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時48分